

[事案 28-224] 年金支払方法遡及変更請求

・平成 29 年 6 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時または年金支払請求案内時に、年金一括受取金額についての説明不足があったことなどを理由に、年金支払方法の遡及変更等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 18 年 9 月に保険料一時払で契約した変額個人年金保険について、平成 28 年の年金支払開始日前に年金の一括受取を選択したが、支払われた金額は、事前に案内された積立金額または一時払保険料のいずれも下回るものであった。

以下の理由により、年金支払方法を年金払いに変更するか、事前に案内された積立金額または一時払保険料と一括受取金額との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約時に募集人から「絶対損はない」との説明があった。
- (2) 年金支払請求手続きの案内文書には、最低保証金がないことや、記載された積立金額より少ない額しか支払われないおそれがあることなど、一括受取についての案内がなかった。
- (3) 以上により、最低でも一時払保険料は返金されるものと錯誤に陥った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人の説明に問題はなく、申立人は本契約以外にも元本割れリスクの高い投資商品の売買をしており、本契約の商品のしくみやリスクについて説明を受け内容を確認した旨の確認欄に確認印を押している。
- (2) 申立人が受領した各種案内文書には、一括受取には最低保証がないこと、一括受取を選択した場合には案内時の積立金額や一時払保険料を下回る場合があること等について注意喚起がなされており、これらは高齢者であっても明確に理解し得るものであった。
- (3) したがって、一括受取を選択したことにつき、申立人に錯誤があったとは認められない。仮に、申立人が錯誤に陥っていたとしても、上記の事実からすれば、申立人には当該錯誤に陥ったことにつき重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および年金支払方法選択時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。申立人の事情聴取の結果等から判断し、募集人の事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は、少なくとも「損はしない」とは聞いていないと陳述していることから募集人が「絶対損はない」と説明したとは認められないこと、年金支払方法選択前に申立人に郵送された各書類の記載内容からすれば、申立人が一括受取金額は最低でも一時払保険料を上回るなどの錯誤に陥ったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。